

「紛争鉱物」に関する当社の取り組みについて

ドッド・フランク ウォールストリート改革および消費者保護法 (D F A) の 1502 条 (以下、「ドッド・フランク法」と称す) に従って、当社では、紛争鉱物として指定されるコンゴ民主共和国 (D R C) およびその周辺国内の鉱物を調達している製錬・精錬業者のサプライチェーンに調査等を行ってまいりました。

当社では、企業としての社会的責任 (C S R) を果たすべく、取り組んでおります。

紛争鉱物問題に対しては、紛争鉱物報告テンプレート (C M R T) を活用し、お客様向けデータベースでの情報提供に努めております。

また、更なる調査を行った後、C M R T 上の情報が、正確かどうかの判断に際し、デューディリジェンス (然るべき注意義務) が実行されていることへの確認作業も併せて実施しています。

当社は、ドッド・フランク法にある基本精神を尊重し、すべてのお客様へ必要な情報を提供すると共に D R C または隣接国の武装集団に直接的または間接的に資金を提供している紛争鉱物を含む原材料、サブアセンブリまたは物質を購入しないように取引のあるサプライヤーと共に取り組んでいます。

- ・ D R C または隣接国の武装集団に利益をもたらす紛争鉱物の取引を最小限にする。
- ・ 地域の正統な鉱物を排除しないことで、コンゴの経済とこれらの輸出に依存する地域社会を支援する。

今後の予定は、C F S (Conflict-Free Smelter) 認定製錬所への切り替え作業を、サプライヤーに促していく方向で進めております。

以上が、当社での紛争鉱物問題に対する取り組みについての基本方針ですが、御社におかれましては今後共、当社へのご指導ご鞭撻を賜りたく考えている次第です。

以 上